

第 6355 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 9日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ ロータリークラブの入会金

Q : 会社がロータリークラブの入会金や会費を負担した場合、取扱いはどのようになりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

会社がロータリークラブやライオンズクラブに対する入会金又は会費等を負担した場合は、次のように取り扱われます。

【法人の取扱い】

①入会金又は経常会費として負担した金額は、その支出をした日の属する事業年度の交際費となります。

②①以外に負担した金額は、その支出の目的に応じて寄附金又は交際費となります。ただし、会員たる特定の役員や使用人の負担すべきものであると認められる場合には、その負担した金額に相当する金額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

【個人の取扱い】

会社の役員又は使用人が受ける経済的利益は、次のように取り扱われます。

①入会金又は経常会費を負担する場合…その役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとされます。

②経常会費以外の費用を負担する場合…その役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとされます。ただし、その費用が会員である特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められるときは、その負担する金額は、その役員又は使用人に対する給与等となります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

